

接種を行う医療機関

個別接種会場（市内医療機関）

岩井地域	木根淵外科胃腸科病院	辺田 1430
	石塚医院	岩井 4500-13
	河村胃腸科外科医院	岩井 4685-1
	存身堂医院	岩井 3293
	高橋医院	岩井 4595
	吉原内科	岩井 3324
	いのもと整形外科	辺田 310-52
	海老原医院	神田山 645
	松崎医院	猫実 1421
	天王前クリニック	矢作 1680-1
	安達医院	矢作 72
猿島地域	田所医院	長谷 510-17
	ホスピタル坂東	沓掛 411
	岩本医院	沓掛 850
	緑野クリニック	沓掛 2526-1
	倉持医院	沓掛 1508



接種を受けた後の副反応について

ワクチン接種後には、接種部位の痛み、発熱、頭痛などの副反応が起こることがあります。心配がある場合は、接種医またはかかりつけ医にご相談ください。

健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

救済制度の詳細はこちら▶

厚生労働省
ホームページ



集団接種会場（特設会場）

市内公共施設	調整中
--------	-----

■お問合せ 新型コロナワクチン対策室
☎ 0297 (21) 7111

営業時間短縮要請等関連 事業者支援一時金について

茨城県独自の緊急事態宣言の影響により主な事業が影響を受け、売上が大きく減少した事業者の方に対して、一律 20 万円の一時金が支給されます。

■支給対象 次のいずれかに該当する県内に本店または主たる事業所を置く中小企業および個人事業者

- 営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある事業者
例) 飲食料品卸売業、割り箸・おしぼりなどの供給者 など
- 外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者
例) イベント業、土産物屋、ホテル・旅館、バス・タクシー業、理・美容店、映画館、マッサージ店、運転代行業 など

■主な支給対象要件 令和3年1月または2月の売上高が対前年（または対前々年）同月比で50%以上減少していること ※営業時間短縮要請を受けた事業者は支給対象外です

■支給額 1事業者あたり一律20万円（1回限り）

■受付期限 5月31日（月）まで

■申請方法 郵送または電子申請での申請となります

■お問合せ 【送付先】

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
茨城県事業者支援一時金審査デスク 宛

電話相談窓口 ☎ 029 (301) 5558（平日の午前9時～午後5時）

電子申請は
こちら



制度の詳細
はこちら

